

だい き つちうらしししょうがいしゃけいかく  
第2期土浦市障害者計画・  
だい き つちうらしししょうがいふくしけいかく  
第6期土浦市障害福祉計画・  
だい き つちうらしししょうがいじふくしけいかく  
第2期土浦市障害児福祉計画  
がいようばん  
(概要版)

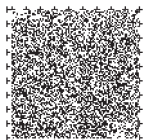


れい わ ねん がつ  
令和3年3月



つち うら し  
土浦市

ほんけいかくがいようばん かくページ かど おんせいこーど ゆにほいす いんさつ おんせいこーど  
※本計画概要版には、各ページの角に音声コード (Uni-Voice) が印刷されています。音声コードを  
せんようそうち せんせい きさい ないよう おんせい き しじょう おお  
専用装置にかざすと、そのページに記載されている内容を音声で聞くことができます。(字数が多  
いページや図表は読み取れないため、適宜要約しています。)



# I この計画について

## 策定の背景と趣旨

- 障害福祉を取り巻く環境は、高齢化や障害の重度化による地域における支援の必要性、発達障害や医療的ケア児への支援も求められていることを背景に多様化・複雑化しており、障害特性に応じた切れ目のない支援が必要になっています。
- このような現状をふまえ、国の障害者施策においては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の改正が進められています。
- 本市においても、「地域共生社会」の実現をめざし、「第2期土浦市障害者計画」及び「第6期土浦市障害福祉計画・第2期土浦市障害児福祉計画」を一体性のある計画として策定することとしました。

## 計画の期間と対象

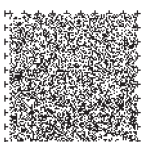
### ● 計画の期間

「第2期土浦市障害者計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間、「土浦市障害福祉計画（第6期）」及び「土浦市障害児福祉計画（第2期）」の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

平成 年度	令和 年度							
30	元年	2	3	4	5	6	7	8
			第2期土浦市障害者計画(令和3～8年度)					
第5期土浦市障害福祉計画 (平成30～令和2年度)		第6期土浦市障害福祉計画 (令和3～5年度)			第7期土浦市障害福祉計画 (令和6～8年度)			
第1期土浦市障害児福祉計画 (平成30～令和2年度)		第2期土浦市障害児福祉計画 (令和3～5年度)			第3期土浦市障害児福祉計画 (令和6～8年度)			

### ● 計画の対象

この計画における「障害者」とは、障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象となる「身体障害者福祉法」に規定する身体障害者、「知的障害者福祉法」に規定する知的障害者のうち18歳以上である者、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障害者（発達障害者支援法に規定する発達障害者を含み知的障害者を除く）のうち18歳以上である者、治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者をいいます。また、「障害児」とは、「児童福祉法第4条第2項」に規定する障害児をいいます。



# 策定の経緯

## ●策定の体制と市民意見の反映

計画の策定にあたっては、公募市民、障害者団体及び関係機関等の役職員、学識経験者、民生委員児童委員等により構成する「土浦市障害者計画策定委員会」において、計画内容などについて検討・審議を行いました。

令和元年9月にはアンケート調査（障害者・障害児・事業所・一般市民）と、令和2年度には障害者団体ヒアリング調査を実施し、計画策定の基礎資料としています。その他、「土浦市地域自立支援協議会」へ意見を求めたほか、市民の意見を広く募って計画に反映させるため、パブリック・コメントを実施しました。

※ 新型コロナウイルス感染防止のため、団体活動を実施しておらず、ヒアリングは未実施となります。

## ●調査を通じて整理された課題

### ◇相談支援体制の充実

複雑化・複合化したニーズに対し、適切な相談対応ができる体制が求められています。また、緊急時相談窓口のニーズも高くなっています。

### ◇地域生活支援の充実

障害のある方が、住み慣れた場所で安心して生活が継続できるよう、障害者の地域生活を支える支援のあり方について検討を行う必要があります。

### ◇社会参加の充実

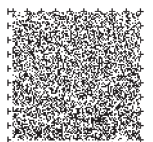
障害者が自分らしく安心して暮らしていくためには、様々な形での社会参加の促進を図ることが大切です。多くの障害者があらゆる場面で社会参加を果たすことで、地域の障害に関する理解がより一層深まり、支え合いのまちづくりが推進されます。

### ◇障害児支援体制の充実

療育相談や児童発達支援のニーズが増加しています。地域で安心して生活を送るうえで、様々な不安を抱えている子どもやその家庭に対して、適切な支援を行うことが重要となっています。

### ◇障害者差別解消に向けた取組の推進

何らかの差別的扱いを受けたことがある方の合計は56.0%、地域における障害の理解が「進んでいる」と答えた方の合計は21.1%にとどまっています。差別解消に関する相談窓口の周知や、障害者差別解消法の普及・啓発などの取組が求められています。



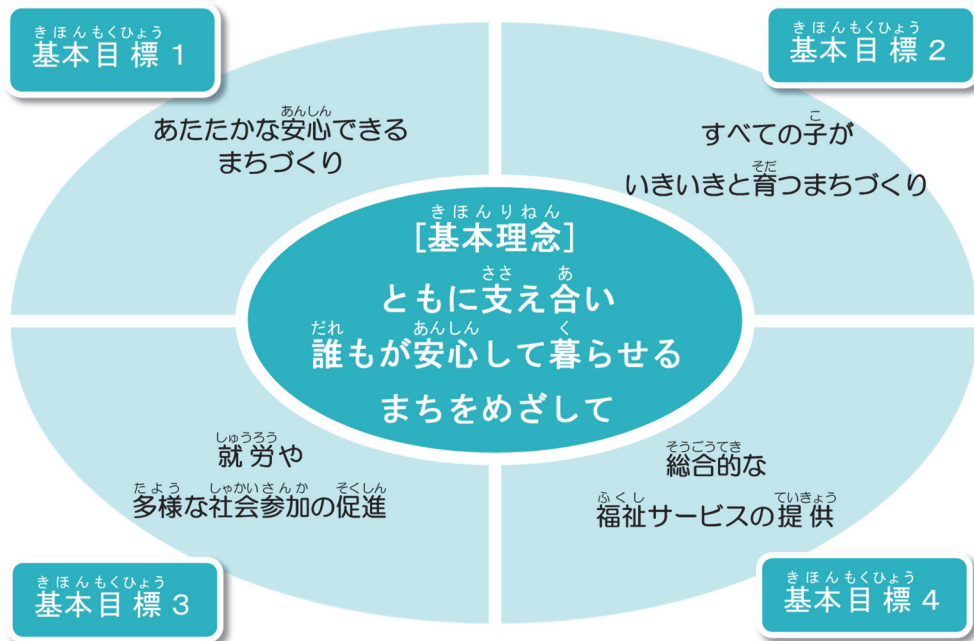
## Ⅱ 基本的な考え方

### 基本理念

ともに支え合い 誰もが安心して暮らせる まちをめざして

### 基本目標

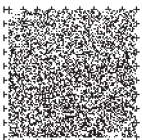
次の4つの基本目標を設定します。



### ● 計画の基本理念

障害のある人の生活や就労・社会参加を支える環境づくりが進められています  
が、障害者のニーズの多様化に加え、人口減少や高齢化の進行による新たな課題の  
広がりも見られます。

このような社会構造や暮らしの変化の中で、障害のある人、ない人にかかわらず、  
「ともに支え合い」市民の誰もが人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の  
実現が求められています。本計画では「ともに支え合い 誰もが安心して暮らせる ま  
ちをめざして」を基本理念として施策の推進を図ります。



## Ⅲ 施策の展開【障害者計画部分】

「ともに支え合い 誰もが安心して暮らせる まちをめざして」を基本理念に、4つの基本目標を達成していくため、次の施策を進めます。

### 基本目標1 あたたかな安心できるまちづくり

多くの市民が「子どもの頃から交流し、様々な立場を理解し合うことが大事」と考えています。多様な交流の促進、福祉教育の充実により、障害を理由とする差別やハンディを解消するための環境づくりや人づくりを進め、共生社会をめざします。

#### 方向1 助け合いのあるまちづくり

お互いが理解しあう「こころ」と支え合いの活動を育みます。

#### 方向2 活動しやすい安心・安全なまちづくり

誰もが参加・活動・生活しやすい、安心・安全なまちづくりを進めます。

#### 方向3 権利擁護の推進

障害のある人や子どもの権利を擁護し、一人ひとりの尊厳を守ります。

### 基本目標2 すべての子がいきいきと育つまちづくり

障害のある子ども一人ひとりの状況に即した支援、子どもたちが障害のある・なしに関わらずともに学び、遊び、豊かな人間関係をつくれる環境づくり、障害のある子どもを育てる保護者が安心して仕事と育児を両立できるまちをめざします。

#### 方向1 障害への早期対応

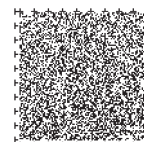
市民の健康づくり支援などにより、障害の早期発見・早期対応に努めます。

#### 方向2 療育・教育の充実

療育体制の充実を図り、障害のある子どもや発達に不安のある子ども、その家族への支援を強化します。

学校等においては、教育機関、保健機関、地域等の連携により、障害のある子どもがともに学べる教育環境づくりを進めるとともに、一人ひとりの個性に応じた保育・教育を推進し、就学前から学齢期、就労までの切れ目のない一貫した支援を行います。

また、障害のある子どもが安心して通える保育や放課後の居場所づくりなど、子育て支援の充実を図ります。



## 基本目標3 就労や多様な社会参加の促進

就労意向を持つ人がいきいきと安心して働ける社会づくり，すべての人が様々な活動に参加できる社会づくりが求められています。障害のある人が自立と生きがいのある生活を実現できるまちづくりをめざします。

### 方向1 就労支援と働く場づくり

ハローワークや就労支援事業所，経済団体や市内企業などとの連携を強化し，一般就労の促進，福祉的就労の場の充実により，働く場の確保と仕事の創出，雇用・就労の促進を図ります。

### 方向2 自分らしく暮らせる生活支援

余暇活動等は生活の質を向上させ，支えていき，スポーツや生涯学習，文化活動等への多面的な支援を行うことで，障害のある人の社会参加促進に努めます。

## 基本目標4 総合的な福祉サービスの提供

障害があっても必要なサービス等を必要に応じて利用して，地域の中で安心して自分らしい生活を送っていくことができるよう，本人が主体的にサービスを選択し続ける環境づくり，様々な分野の連携による総合的な支援体制の構築をめざします。

### 方向1 サービス提供の基盤整備

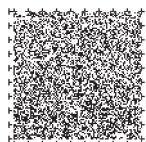
自らが利用できる制度・サービス等の情報を確実に入手し，自己決定できるよう，情報提供や相談支援体制の充実を図ります。  
質の高い支援のためには，専門的な知識や経験が必要となります。将来的にもサービスの質・量を確保するために，福祉サービス等を支える人材の養成に取り組みます。

### 方向2 福祉サービスの提供

各種サービスの充実を図るとともに，生活安定のための施策推進に取り組みます。

### 方向3 一体的な支援ネットワークの強化

障害のある人への特性やライフステージに応じた切れ目のない支援のために，行政・関係機関・地域が連携した総合的な支援ネットワークづくり，参加と協働の体制づくりを進めます。



# よん さーびすとう みこみ しょうがいふくしけいかくぶぶん Ⅳ サービス等の見込【障害福祉計画部分】

## さーびすかくほ ほうしん サービス確保の方針

### くに ししん 【国の指針】

#### しょうがいふくしけいかくさくせい りゅういてん 障害福祉計画作成の留意点

- しょうがい ひととう じこけつてい そんちよう いしけつてい しえん  
障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- しちょうそん きほん みちか しゅたい しょうがいしゅべつ いちげんてき しょうがいふくしきさーびす じっしとう  
市町村を基本とした身近な主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- にゆうしょうとう ちいきせいかつ いこう ちいきせいかつ けいぞく しえん しゅうろうしえんとう かだい たいおう  
入所等から地域生活への移行，地域生活の継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ちいききょうせいしゃかい じつげん む とりくみ  
地域共生社会の実現に向けた取組
- しょうがいじ すこ いくせい ほったつしえん  
障害児の健やかな育成のための発達支援

#### しょうがいふくしきさーびすとう ていきょうたいせい かくほ かん きほんてきかんが かた 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方

- しょうがいふくしきさーびすとう ていきょうたいせい かくほ  
障害福祉サービス等の提供体制の確保
- そうだんしえん ていきょうたいせい かくほ  
相談支援の提供体制の確保
- しょうがいじしえん ていきょうたいせい かくほ  
障害児支援の提供体制の確保

### し ほうしん 【市の方針】

これまでの実績と今後のニーズの見込みを踏まえ、一人ひとりが必要な時に必要なサービスを利用して安心して健やかな生活を継続していくことができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実を図り、有効なサービスの提供を進めます。

#### ちいききょうせいしゃかい じつげん ● 地域共生社会の実現

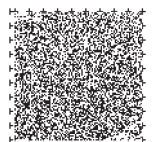
- ◇ ちいきせいかつきばん せいび しせつとう ちいきせいかつ いこうしえん  
地域生活基盤の整備や、施設等から地域生活への移行支援
- ◇ しょうがいとくせい おう しえん  
障害特性に応じた支援
- ◇ しょうがいしゃこよう しゅうろう そくしん  
障害者雇用・就労の促進

#### てきせい さーびすりよう すいしん ● 適正なサービス利用の推進

- ◇ じこけつてい じこせんたく さーびすりよう すいしん そうだんしえん じゅうじつ  
自己決定と自己選択によるサービス利用の推進（相談支援の充実）
- ◇ しえんくぶん てきせつ はんてい けあまねじめんと  
支援区分の適切な判定とケアマネジメント
- ◇ びーでいーしーえーさーい くる どうにゆう  
P D C Aサイクルの導入

#### たようか にーす たいおう ● 多様化するニーズへの対応

- ◇ ちてきしょうがい せいしんしょうがい ほったつしょうがい なんびよう そと しょうがい たいおう  
知的障害，精神障害，発達障害，難病など外からわかりにくい障害への対応



(相談支援, 就労支援, 外出支援, 意思決定支援等の充実)

◇障害のある人の高齢化・重度化, 高齢化する家族への支援も含む支援

(医療と福祉の連携, 介護保険サービスとの調整等を検討)

●各種サービスの連携強化

◇市の運営する施設と民間施設の連携 (相談支援, サービス提供)

◇社会福祉協議会との連携 (ふれあいネットワーク, 各種サービス, 人材育成等)

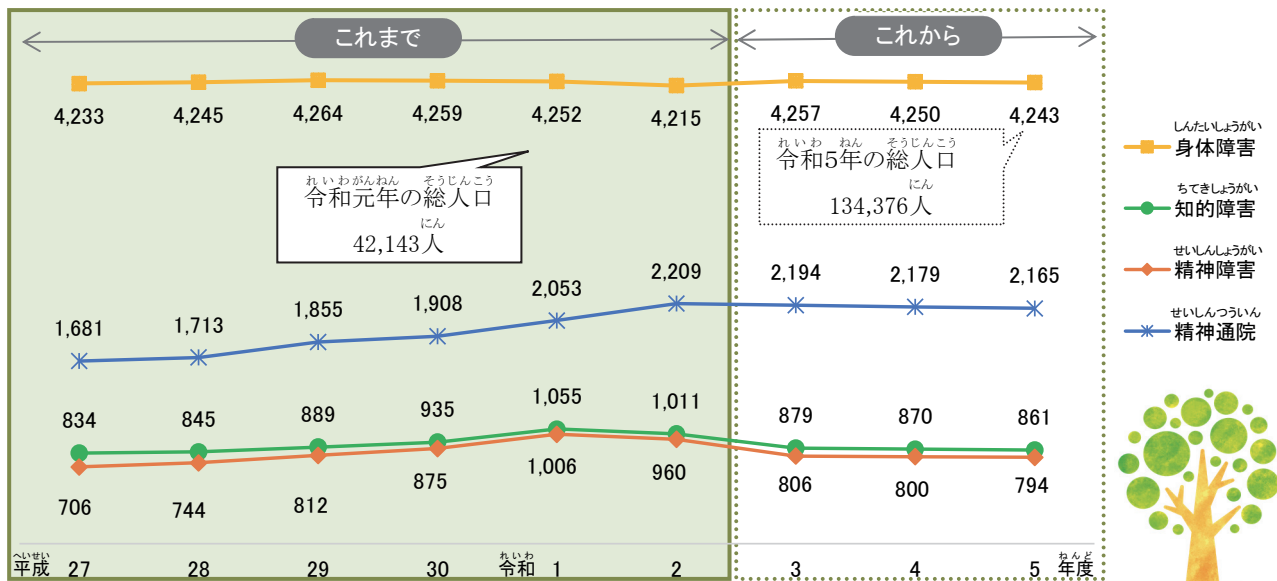
◇学校や企業との連携 (療育から教育, 就労に至る一体的支援体制)

## 障害者数の推計

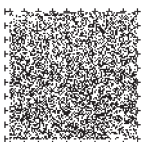
本市の総人口は, ながらかに増加を続けてきましたが, 少子高齢化の進行とともに今後は人口が減少していく見通しにあります。また, 障害者手帳所持者は 0.7%減少, 自立支援医療の精神通院受給者を含むと 0.9%減少することが予測されます。

### 障害者手帳所持者数等の推計

(単位:人)



※総人口は, 土浦市の各年4月1日の住民基本台帳人口(外国人も含む), 身体障害・知的障害・精神障害は, 障害者手帳所持者, 精神通院は自立支援医療(精神通院)受給者のことです。また, 「これから」の数は「これまで」の数に基づいて市が算出しました。



# 成果目標

し せつ に ゆう しょ しゃ ち い き い こう およ ippōn shū rō いう くに けん し め し しん ほん し  
 施設 入 所者の地域移行及び一般 就 労への移行について、国・県が示す指針と本市の  
 じつたい ふ つぎ もくひょう さだ  
 実態を踏まえ、次のような目標を定めます。

## ●福祉施設の入所者の地域生活への移行

こうもく 項目	じっせき 実績	れいわ ねんどまつ もくひょう 令和5年度末の目標
ふくしせつ にゆうしょしゃ ちいきせいかつ いう 福祉施設の入所者の地域生活への移行	れいわがねんどまつ (令和元年度末) 160人	157人

## ●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

こうもく 項目	れいわ ねんどまつ もくひょう 令和5年度末の目標
せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ け あし す て む こうちく 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	せいび 整備

## ●地域生活支援拠点等が有する機能の充実

こうもく 項目	れいわ ねんどまつ もくひょう 令和5年度末の目標
ちいきせいかつしえんきよてんとう ゆう きのう じゅうじつ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	せいび 整備

## ●福祉施設から一般就労への移行等

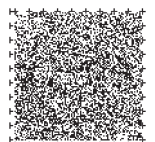
こうもく 項目	じっせき 実績	れいわ ねんどまつ もくひょう 令和5年度末の目標
ふくしせつ ippōn shū rō いうこうとう 福祉施設から一般就労への移行等	27人	32人
しゅうろういこうしえんじぎょうりようしゃ ippōn shū rō 就労移行支援事業利用者の一般就労への いこうしゃすう 移行者数	14人	17人
しゅうろうけいぞくしえんえーがたじぎょうりようしゃすう 就労継続支援 A 型事業利用者数	7人	8人
しゅうろうけいぞくしえんびーがたじぎょうりようしゃすう 就労継続支援 B 型事業利用者数	6人	7人

## ●相談支援体制の充実・強化

こうもく 項目	れいわ ねんどまつ もくひょう 令和5年度末の目標
しゅうろうていちゃくしえんじぎょうりようしゃすう 就労定着支援事業利用者数	19人

## ●相談支援体制の充実・強化等

こうもく 項目	れいわ ねんどまつ もくひょう 令和5年度末の目標
そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうかとう 相談支援体制の充実・強化等	じっし 実施
しょうがいふくしきーびすとう しつ こうじょう とりくみ かか たいせい こうちく 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	じっし 実施



# しょうがいふくし さーび すりょうとう みこみ かつどうしひょう 障害福祉サービス量等の見込（活動指標）

せい かもくひょう たっせい なか しょうがい ひと ちいきせいかつ しゅうろう ふく しゃかいさん か すす  
成果目標の達成をめざす中で、障害のある人の地域生活や就労を含む社会参加を進めるためのサービス量の見込みと確保の方向は、次のとおりです。

## しょうがいふくし さーび す じゅうじつ (1) 障害福祉サービスの充実

さーび す じぎょうしやうとう れんけい しょうがい ひと およ かのく あんしん じぶん にちじょう  
サービス事業所等と連携して、障害のある人及びその家族が安心して自分らしい日常生活や社会参加を実現していただけるよう、サービスの量と質の確保を図るとともに、サービスの有効な利用（提供）を進めていきます。

### ほうもんけい さーび す ●訪問系サービス

しょうがい ひと ざいたくせいかつ ささ かいごきゅうふ さーび す ほんし きょたくかいご どうこう  
障害のある人の在宅生活を支える介護給付サービスで、本市では、居宅介護、同行援護、重度訪問介護が利用されています。障害のある人の増加、介護する家族の高齢化などとともに、各サービスとも利用が増加していくことを見込みます。

区分	単位		令和元年度実績	令和5年度見込
居宅介護（ホームヘルプ）	実利用人数	人	103	115
重度訪問介護	実利用人数	人	6	8
同行援護・行動援護	実利用人数	人	24	25

### にちちゅうかつどうけい さーび す ●日中活動系サービス

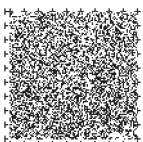
しせつ かよ う さーび す かいごきゅうふ せいかつかいご りょうようかいご たんきにゅうしょ くんれん  
施設に通って受けるサービスで、介護給付（生活介護、療養介護、短期入所）、訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）からなります。本市では、障害のある人の増加に伴い、各サービスとも利用が増加していくことを見込みます。

区分	単位		令和元年度実績	令和5年度見込
生活介護	実利用人数	人	298	310
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	実利用人数	人	19	24
就労移行支援	実利用人数	人	89	105
就労継続支援A・B型	実利用者数	人	406	500
就労定着支援	実利用者数	人	28	40
療養介護	実利用者数	人	15	18
短期入所（ショートステイ）	実利用者数	人	93	150

### きょじゅうけい さーび す ●居住系サービス

きょうどうせいかつえんじょ くるーぶ ほーむ しせつにゅうしょしえん  
共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援からなります。

◇共同生活援助は、サービス利用者の増加を見込みます。



くぶん 区分	たんい 単位		れいわがんねんどじっせき 令和元年度実績	れいわ ねんどみこみ 令和5年度見込
きようどうせいかつえんじよ ぐるーぷ ほーむ 共同生活援助(グループホーム)	じつりようにんずう 実利用人数	にん 人	120	130
しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	じつりようにんずう 実利用人数	にん 人	174	171
じりつせいかつえんじよ 自立生活援助	じつりようにんずう 実利用人数	にん 人	0	0

## ●相談支援

サービス等利用計画の作成等を支援する計画相談支援、施設入所者等の地域移行支援、地域定着支援からなります。

◇計画相談支援は、サービス利用者の増加に伴って増加することを見込みます。

◇地域移行支援・地域定着支援は、成果目標の達成に向けて利用を進めていきます。

くぶん 区分	たんい 単位		れいわがんねんどじっせき 令和元年度実績	れいわ ねんどみこみ 令和5年度見込
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	じつりようにんずう 実利用人数	にん ねん 人/年	848	980
ちいきいこうしえん 地域移行支援	じつりようにんずう 実利用人数	にん 人	0	1
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	じつりようにんずう 実利用人数	にん 人	0	1

## ●補装具費給付事業

補装具費給付事業は、日常生活の自立と自己実現を支える支援として、障害のある人の増加などととも利用の増加(適切な利用の促進)を見込みます。

くぶん 区分	たんい 単位		れいわがんねんどじっせき 令和元年度実績	れいわ ねんどみこみ 令和5年度見込
ほ そうく ひきゆうふじぎょう 補装具費給付事業	けんすう 件数	けん ねん 件/年	220	250

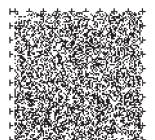
## (2) 地域生活支援事業の充実

障害者総合支援法により、地域生活支援事業については、従来の日常生活や社会参加の円滑化に関わる支援に加え、障害のある人への理解を深めるための支援、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、成年後見の体制整備を含む相談支援事業等が強化されました。

## ●参加・交流促進

障害のある人の社会参加、障害のある人となない人の交流を促進する事業です。

◇障害のある人が「完全参加と平等」のもと、スポーツを通じて体力の維持向上を図るとともに、地域社会と障害のある人との交流を促進し、理解と関心を高めることを目的とします。



くぶん 区分	たんい 単位	れいわがんねんどじっせき 令和元年度実績	れいわ ねんどみこみ 令和5年度見込	
すぽーつ れくりえーしょん きょうしつ スポーツ・レクリエーション教室 かいさいとうじぎょう 開催等事業	せんしゅはけんすう 選手派遣数	じつにんすう 実人数	205	210

## い し そつうしえん ●意思疎通支援

し ちょうかくしょうがい ひと ぎょうせいてつづ かつどう きかい かくだい ささ じぎょう  
視聴覚障害のある人の行政手続きや活動機会の拡大を支える事業です。

- ◇障害のある人の社会活動の活発化により、手話通訳者・要約筆記者派遣件数が増加していくことを見込みます。市役所の窓口への手話通訳者の設置（週2日）、点字・声の広報（月2回）は、これまでどおり確保していきます。

くぶん 区分	たんい 単位	れいわがんねんどじっせき 令和元年度実績	れいわ ねんどみこみ 令和5年度見込	
しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃはけんじぎょう 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	はけんけんすう 派遣件数	けん ねん 件/年	91	137
しゅわ ほうしんどうようせいけんしゅうじぎょう 手話奉仕員等養成研修事業	じつりょうにんすう 実利用人数	にん 人	27	44
しゅわつうやくせつちじぎょう 手話通訳設置事業	りょうけんすう 利用件数	けん ねん 件/年	164	200
てんじ こえ こうほうとうはっこうじぎょう 点字・声の広報等発行事業	はっこうかいすう 発行回数	かい ねん 回/年	24	24

## いどうしえん ●移動支援

しょうがい ひと こうどうはん い しゃかいさん か かくだい ささ じぎょう  
障害のある人の行動範囲、社会参加の拡大を支える事業です。

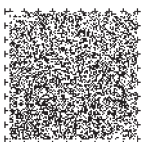
- ◇障害のある人の増加、介助する家族の高齢化などに伴い、移動支援事業の利用が増加していくことを見込みます。

くぶん 区分	たんい 単位	れいわがんねんどじっせき 令和元年度実績	れいわ ねんどみこみ 令和5年度見込	
いどうしえんじぎょう こべつしえん 移動支援事業(個別支援)	じつりょうにんすう 実利用人数	にん 人	24	21

## にちじょうせいかつしえん ●日常生活支援

しょうがいふくし さーびす ほかん きょたく せいかつ ささ さーびす  
障害福祉サービスを補完し、居宅での生活を支えるサービスです。

- ◇地域活動支援センターは、市内の居住者が利用する地域に密着した活動の場です。市では、2事業者に委託してそれぞれ基礎的事業、機能強化事業を実施しています。また、精神障害のある人を対象に生活支援事業を実施しています。今後もこの体制を確保することとします。
- ◇日常生活用具給付等事業は、日常生活の自立と自己実現を支える支援として、障害のある人の増加などとともに利用の増加（適切な利用の促進）を見込みます。



くぶん 区分		たんい 単位		れいわがねんどじっせき 令和元年度実績	れいわ ねんどみこみ 令和5年度見込
ちいきかつどう 地域活動 しえんせん 支援セン ター等	きそてきぎょう 基礎的事業	しせつすう 施設数	しよ か所	2	2
	きのうきょうかじぎょういちがた 機能強化事業Ⅰ型	しせつすう 施設数	しよ か所	1	1
	きのうきょうかじぎょうにがた 機能強化事業Ⅱ型	しせつすう 施設数	しよ か所	1	1
	きのうきょうかじぎょうさんがた 機能強化事業Ⅲ型	しせつすう 施設数	しよ か所	0	0
かくしゅにちじょう 各種日常 せいかつしえん 生活支援	せいかつしえんじぎょう 生活支援事業	じつりょうにんずう 実利用人数	にん 人	2	1
	ほうもんにゆうよくさーびすじぎょう 訪問入浴サービス事業	じつりょうにんずう 実利用人数	にん 人	1	2
	にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業	じつりょうにんずう 実利用人数	にん 人	293	320
	ざいたくしょうがいしちかいごじぎょう 在宅障害者一時介護事業	じつりょうにんずう 実利用人数	じつにんずう 実人数	15	17
にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう 日常生活用具給付等事業	きゅうふけんすう 給付件数	けんねん 件/年	3,233	4,000	

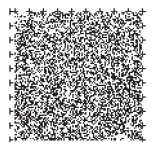
## ●相談・権利擁護

相談支援は、障害福祉サービスの利用のみならず、様々な面で障害のある人やその家族により重要な役割があります。

◇障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、令和3年度から地域生活支援拠点事業を実施します。

◇市では、市役所及び3か所の相談支援事業所（基幹相談支援センター1か所を含む）の体制を確保しています。今後とも、市と基幹相談支援センターの連携を基軸に、各相談支援事業所の機能強化を支援するとともに、相互に連携して相談への対応力を高めていくこととします。

くぶん 区分		たんい 単位		れいわがねんどじっせき 令和元年度実績	れいわ ねんどみこみ 令和5年度見込
ちいきせいかつしえんきよてんじぎょう 地域生活支援拠点事業	じっししせつすう 実施施設数	しよ か所		-	1
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業	じっししせつすう 実施施設数	しよ か所		4	4
きかんそうだんしえんせんたーとうきのうきょうかじぎょう 基幹相談支援センター等機能強化事業	じっししせつすう 実施施設数	しよ か所		3	3
しょうがいしゃぎゃくたいほうしうたいさくしえんじぎょう 障害者虐待防止対策支援事業	じっししせつすう 実施施設数	しよ か所		1	1
せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	しちょうもうしたてけんすう 市長申立件数	けんねん 件/年		1	1
せいねんこうけんせいどりようじんこうけんしえんじぎょう 成年後見制度法人後見支援事業	じっしうむ 実施の有無	ありなし 有・無		なし 無	なし 無



# V サービス等の見込【障害児福祉計画部分】

障害児への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」から成る「指定障害児福祉サービス」と「児童福祉法によるサービス」及び「地域生活支援事業」からなります。

## 成果目標

障害児に対するライフステージに応じた重層的な地域支援体制を構築し、さらに医療的ニーズへの対応を図るため、令和5年度を目標年度に数値目標を次のとおり設定します。

### ●障害児支援の提供体制の整備等

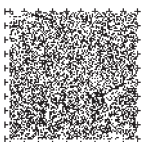
項目	令和5年度末の目標
令和5年度末時点の児童発達支援センターの数	1か所設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施
項目	令和5年度末の目標
令和5年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数	2事業所確保
令和5年度末時点の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	2事業所確保
項目	令和5年度末の目標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	実施
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	コーディネーターの配置

### ●児童福祉法によるサービス

障害児通所支援は、従来の障害福祉サービス体系から区分され、一人ひとりの成長、発達に即した支援への体制が強化されています。

◇障害のある子どもの増加とともに、未就学児を対象とする児童発達支援、学童を対象とする放課後等デイサービスとともに利用が増加していくことを見込みます。これに伴い、障害児相談支援の利用の増加も見込みます。

区分	単位	令和元年度実績	令和5年度見込
児童発達支援	じつりょうにんずう 実利用人数	260	300
放課後等デイサービス	じつりょうにんずう 実利用人数	232	260



くぶん 区分	たんい 単位		れいわがねんどじっせき 令和元年度実績	れいわ ねんどみこみ 令和5年度見込
ほいくしょうぼうもんしえん 保育所等訪問支援	じつりようしやう 実利用者数	にん 人	-	20
いりようがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	じつりようしやう 実利用者数	にん 人	-	4
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	じつりようしやう 実利用者数	にん 人	-	1
しょうがいじそだんしえん 障害児相談支援	じつりようにんずう 実利用人数	にん ねん 人/年	433	460

## Ⅵ 計画の推進

### けいかく すいしんたいせい 計画の推進体制

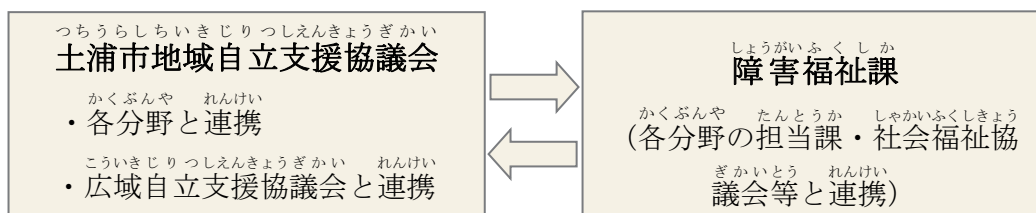
本計画は、障害のある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、計画を実施する上で把握された課題等を共有し、更なる工夫・改善を積み重ねていくことが重要です。

本計画の進行管理については、土浦市地域自立支援協議会を中心に、市内の主要な団体、関係の深い広域機関等と進行状況を確認し、これらを通じて保健、医療、教育、就労等の切れ目のない連携の強化につないでいくこととします。

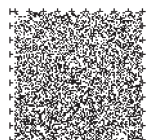
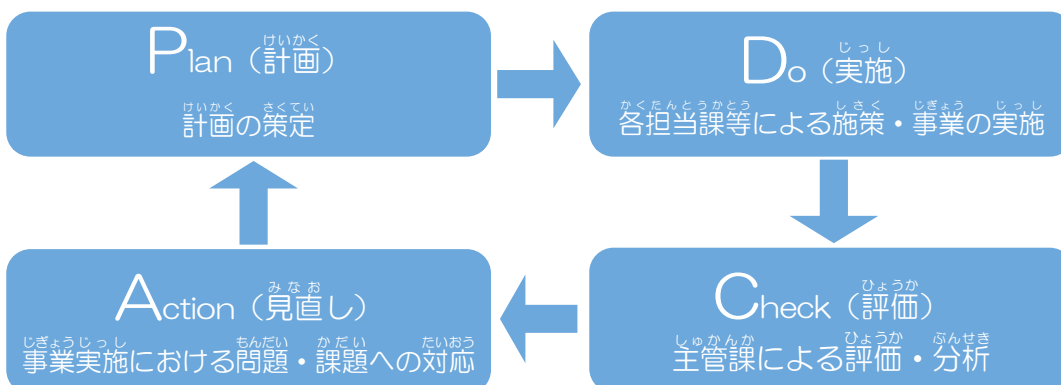
### けいかく すいしんかんり 計画の推進管理

第6期計画は、「成果目標」を設定し、その達成に向けて「活動指標」を定め、P D C Aサイクルにより進捗状況を毎年評価していきます。

#### すいしんたいせい 【推進体制】



#### しんこうかんり なが 【進行管理の流れ】





土浦市イメージキャラクター つちまる



はっ こう れいわ ねん がつ  
発 行：令和3年3月

はっこうしゃ いばらきけんつちうらし  
発行者：茨城県土浦市

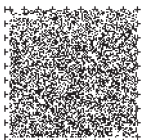
へん しゅう つちうらしほけんふくしふしよがいふくしか  
編 集：土浦市保健福祉部障害福祉課

〒300-8686 つちうらしやまとちょう ばん ごう  
土浦市大和町9番1号

でん わ 029-826-1111 ないせん  
電 話 (内線2339)

ふあ っ くす きょうよう  
FAX 029-826-7118 (共用)

い め ー る  
Eメール shougai@city.tsuchiura.lg.jp



この冊子は環境に配慮して再生紙を使用しています。

